

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

改正案

現行

（趣旨）
 第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第一章、第三章及び第四章に規定する支払等、資本取引その他の取引又は行為に係る管理又は調整並びに法第六章の二の規定による報告等に関する必要な事項等を定めるものとする。

（趣旨）
 第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第一章、第三章及び第四章に規定する支払等、資本取引その他の取引又は行為に係る管理又は調整並びに法第六章の二の規定による報告等に関する必要な事項等を定めるものとする。

別表（第十七条関係）

別表（第十七条関係）

一～四	（略）	技 術	外 国
五	(一) ・ (二) (略) (三) セラミック粉末又はセラミックの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。 (四) ・ (五) (略) (六) 削除		(略)

一～四	（略）	技 術	外 国
五	(一) ・ (二) (略) (三) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。 (四) ・ (五) (略) (六) 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術であつて、経済産業省令で		(略)

六 六 一	
(略)	(七) ・ (八) (略)
(略)	

六 六 一	
(略)	(七) ・ (八) (略) 定めるもの (一) に掲げるものを 除く。)
(略)	

改 正 案	現 行
<p>（輸出の許可）</p> <p>第一条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）<u>第四十八条</u>第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特例）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。</p> <p>イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三五の四及び三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（輸出の許可）</p> <p>第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）<u>第四十八条</u>第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特例）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。</p> <p>イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項（一）及び（六）並びに三六の項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物にあつては、<u>経済産業大臣</u>が告示で定めるものに限る。）</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>三 （略）</p>

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄、三五の三の項(一)及び(六)並びに三五の四の項の中欄に掲げる貨物(同表の三五の三の項(一)及び(六))に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)

を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の三六の項の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

3・4 (略)

別表第一(第一条、第四条関係)

四	一～三 の二	貨物	地域
	(略)		(略)
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令		(略)	(略)

四 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、同表下欄に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して、輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一の項の中欄並びに三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物(同表の三五の三の項(一)及び(六))に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)

を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の三六の項の中欄並びに三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物(同表の三五の三の項(一)及び(六))に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)

(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合及び船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二並びに三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物(同表の三五の三の項(一)及び(六))に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)

を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。

3・4 (略)

別表第一(第一条、第四条関係)

四	一～三 の二	貨物	地域
	(略)		(略)
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令		(略)	(略)

	<p>で定める仕様のもの (一) ～ (四) (略) (五) 推進薬の制御装置に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サーボ弁 2 ポンプ 3 ガスタービン <p>(五の二) (五) 2に掲げる貨物に使用することができる軸受 (六) ～ (二十六) (略)</p>	(略)
五	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十二) (略) (十三) チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末又はセラミックの半製品若しくは一次製品 (十四) ～ (十九) (略)</p>	(略)
六	(略)	(略)
七	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十一) (略) (十二) 信号発生器</p>	(略)

	<p>で定める仕様のもの (一) ～ (四) (略) (五) サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプ若しくはこれに使用することができる軸受</p> <p>(新設) (六) ～ (二十六) (略)</p>	(略)
五	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十二) (略) (十三) チタンのほう化物又はこれを用いて製造したセラミックの半製品若しくは一次製品 (十四) ～ (十九) (略)</p>	(略)
六	(略)	(略)
七	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十一) (略) (十二) 信号発生器(周波数シンセサイザーを用いたものに限る。)</p>	(略)

一六 一四 一	(略)	一三 次に掲げる貨物（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略) (三)の二 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置されるもの (三) (五) (略)	一二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (二) 潜水艇（一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）	一 八 一	(十三) (二十二) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一六 一四 一	(略)	一三 次に掲げる貨物（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略) (新設)	一二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) 潜水艇、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくするこ とによつて造波抵抗を減少させるよ うに設計した船舶（一及び一五の項 の中欄に掲げるものを除く。）	一 八 一	(十三) (二十二) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

一 の二	（略）	（略）	地域
二 一の	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの	（略）	（略）
三 二 三 五の	（略）	（略）	（略）
四 三 五の	<p>(一) 水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀</p> <p>(二) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品</p>	全地域	

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

一 の二	（略）	（略）	地域
二 一の	麻薬及び向精神薬取締法第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの	（略）	（略）
三 二 三 五の	（略）	（略）	（略）
(新設)			

四 五	三 六 ノ
(略)	
(略)	

四 五	三 六 ノ
(略)	
(略)	